

ご注意ください！！

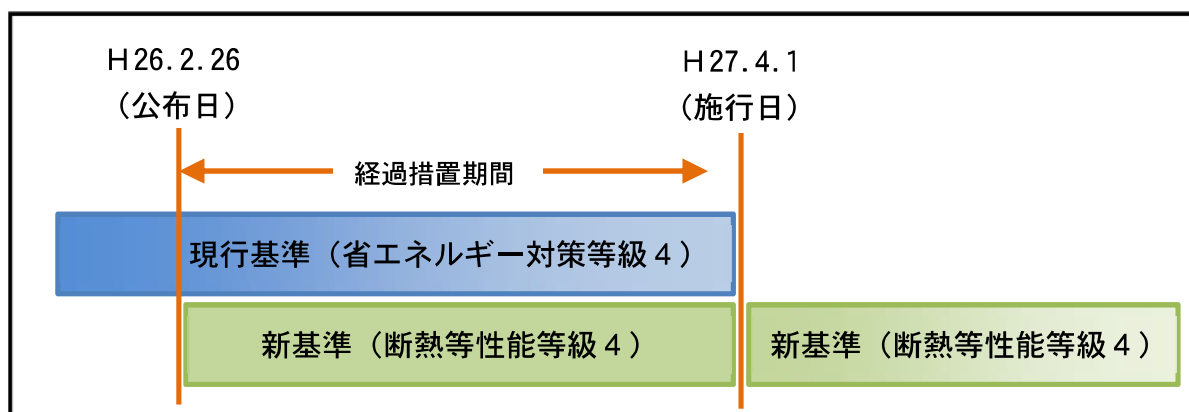
長期優良住宅認定基準等の 改正について

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日より長期優良住宅の「省エネルギー対策」の基準は、「省エネルギー対策等級 4」から「断熱等性能等級 4」に完全移行します。

そのため、**平成 27 年 4 月 1 日以降**に申請される長期優良住宅建築等計画では、「**断熱等性能等級 4**」を満たす必要があります。(平成 27 年 3 月 31 日までは「省エネルギー対策等級 4」「断熱等性能等級 4」のいずれも適用可)

なお、登録住宅性能評価機関から平成 27 年 3 月 31 日までに「省エネルギー対策等級 4」で交付を受けた適合証であっても、それを用いて平成 27 年 4 月 1 日以降に行政庁に申請することはできませんのでご注意ください。

「省エネルギー対策」基準の移行スケジュール



※ 「一次エネルギー消費量等級」は長期優良住宅の認定申請には使えません。